

不動産流通市場における情報整備のあり方研究会 設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は、「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 研究会は、不動産流通市場活性化フォーラムの提言を踏まえ、その具体的方策を検討する場として、市場流通物件に係る情報提供の充実、不動産に係る情報の集約・整備等、不動産流通市場における情報整備のあり方について、市場の実情を踏まえた実効性のある方策を検討することを目的とする。

(構成)

第 3 条 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第 4 条 座長は、議長として研究会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 研究会及び議事録は、原則として非公開とし、配布資料は、原則として公開とする。

4 議事要旨については、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページにて公開するものとする。

(事務局)

第 5 条 研究会の事務局は国土交通省土地・建設産業局不動産課に置く。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。